

千原弁護士の 法律Q&A

特商法の
エキスパート

回答

ハローワーク
広告を
出た広告費

をきつかけとする求人広告費
取は、私の記憶では、もう7
8年、継続して行われてい
ます(ネットを構築すると多
くの被害事例が出ています。
私も顧問先の会社からの相談
で、10件近く、このような詐
欺案件に対応してきました。

はじめの3月の手口は、2
週間限定の無契約(もしく
は極めて安い金額)だと言っ
て、規約を送って、申し込み
をさせ、規約の目立たない部
分に、2週間の期間の経過
前に解約の通告をしないと
有料の契約に移行することが
書かれていたのです。た
貴社の案件自体で、少し

詐欺的商法による請求。支払い義務は?

質問

人手不足のため、ハローワークに求
人広告を出しました。広告が掲載され
た当日に、求人会社Aの社から、求人
広告のセールの電話がかかってきました。「当初のモニ
ター期間は無料で、後日解約可能」との語でした。その
ため、担当者の一存で、気楽に申し込みました。解約条
件は、その後のメールのやり取りで提示された規約によ
って示されたのですが、「10日後の午後3時までに、会
社は別途連絡する」と書かれていました。解約日が近づき
解約手続きをしつづけたところ、非常に手続が分か
りづらく、相手方へ何度も解約をする旨を方法論を問ひ合
わしましたが、はぐらかされている間に、解約時刻を過
ぎしてしまいました。相手方からは、契約延長になったこ
とから、料金を250万円を支払えと催促されています。
電話で、詐欺的な商法であるとを訴えましたが、相手
方は、「電話とメールでちゃんと説明している。な」と言
って、解約を受け付けません。社内には、「法人には、
特定商取引法や消費契約法の適用がないので、解約は
難しいのではないかと」と言っている人もいます。会社には、
毎日のように支払いの催しの電話があり、今頃は高い勉
励料だと思っ、支払わぬと思いが、いががでしよ
うか。

(訪販会社社長)

支払いを拒絶する書面の送付を

手口を覚えて、解約にわざと
ハードルを設けて、期間を経
過させて、高額な請求をする
という形になっています。
いすれにせよ、結論として、
そのうち不当な料金を払
う必要は全くありません。
書面(いかに作成Aが作

成にならぬ文書)が来るこ
とであり、最終的には、
相手方は諦めて、そのまゝ終
息しています。
相手方としても、会社側が
拒絶の限りは、①として
電話で催促するあるいは訴訟を
起す。などの選択肢
しかありませんが、①は弁護士
士がけば、できなくなりま
す。
②は、もともとで、まだ
の費用をかけることは想定し
ておらず、諦めてすんなり支
払う「善良な会社」だけをタ
ゲットにしているものだと
思います。
万が一、A社が訴訟をして
も、敗訴をして判決が公にな
り、弁護士に相談(たゞい)。

プロフィール

1961年東京生ま
れ。85年司法試験合格。
86年早稲田大学法学部卒
業。88年に弁護士登録し、
さくら共同法律事務
所に入所し、94年より経
営弁護士。第三東京弁



士会所属。現在、約17
0社(うちネットワー
クビジネス企業約90社)の
企業・団体の顧問弁護士
を務める。会社法などの
一般的な法分野に加え、
特定商取引法・割賦販売
法・景品等表示法・知的
財産法を専門分野とし、
業界団体である全国直販
流通協会の顧問を務め
る。著書に「Q&Aと連鎖
販売取引の法律実務」
(中央経済社)などがあ
る。

貴社側で支払いを拒絶する
「法的な根拠」について、誰か
に特約法。消費契約法の主
張は難しいですが、民法上の
詐欺や錯誤の理論、あるいは
代表取締役が承諾していない
ので契約不成立などの法的な主
張が可能です。

相談できる弁護士がいれ
ば、代理人として拒絶書面を
送ってもらうはいけず、
弁護士に依頼せず、会社とし
て拒絶書面を送る。その後
は、A社からの電話は即切引
し、メール等は全く無視をす
るという対応も可能と思ひ
ます(ただし、ほらあり得な
いですが、支払い督促や訴状
など裁判所から正式な書面が
届いた場合は別で、速やかに
弁護士に相談(たゞい)。